

## 第 25 回

# 芽室町農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月 18 日 開会

芽室町農業委員会



## ●日時

令和 7年 7月18日 (金) 15時30分～15時59分

## ●場所

茅室町役場 2階 会議室7・8

## ●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第4	議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第5	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第22条の第1項の規定による農用地買入協議要請の件
日程第6	議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件
日程第7	議案第5号 現況証明願いの件

---

## ●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	12番 鳥本 和則	13番 高橋 仁
14番 粟野 秀明	15番 堀井 和宏	16番 道下 勇治	17番 横溝 勲

---

## ●欠席委員

---

## ●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成	事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛	

---

## ●議事録署名委員

6番 盛田 義政 7番 山川 直孝

(15時30分 開会)

---

### ●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、6番 盛田委員、7番 山川委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

---

### ●日程第2 報告第1号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、道下あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○16番（道下委員） 16番道下です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。7月9日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、島部委員、盛田委員、土屋委員、松久委員、そして私道下、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、13時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、15時30分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番から番号3番について、売買でのあっせん成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、道下あっせん委員長より説明のありました報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

### ●日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町東芽室南2線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積13,224m<sup>2</sup>です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 嶋崎委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、介護老人保健施設りらくより東へ約500mの南2線道路北側、借人の作付農地の隣接地です。借人は、野菜を中心とし、小麦も栽培されている畑作農家です。現在は、子と営農を行っているため、特に問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町東芽室南2線外合計11筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積57,451m<sup>2</sup>です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 嶋崎委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、介護老人保健施設りらくより東へ約1.5km、帶広広尾自動車道側にある農地です。借人は、町内外に小麦と大豆を100ha以上作付されている大規模な畑作農家です。現在は、子が主力となり、子夫婦と孫夫婦と一緒に営農に励んでいます。特に、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

---

## ●日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町芽室基線、公簿・現況地目とも畑、面積6,874m<sup>2</sup>です。本申請は、土砂採取及び起伏調整のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から約3km、国道38号線にある農地です。今回の申請は、土砂採取及び起伏調整を行い、以前、土砂採取及び起伏調整を行っていた隣接農地とつなげていくとのことです。また、申請地の隣接農地のほとんどが本人の所有地であるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会长専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町芽室北3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積6,959m<sup>2</sup>です。本申請は、砂利採取及び基盤整備のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から約3km、中島地区にある農地です。中島地区は、石が多く、雑木林も多数あるため、今回、砂利採取及び基盤整備を行うとのことです。また、周辺地域からの理解もあるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号2番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会长専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

---

## ●日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められているので、芽室町に対し買入協議を行うよう要請することについて審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町栄2線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積42,300m<sup>2</sup>です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町栄5線、公簿・現況地目とも畠、面積48,842m<sup>2</sup>です。

【番号3番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積26,571m<sup>2</sup>です。

○議長（島部会長） 次に、道下あっせん委員長より経過について、説明願います。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

---

15時48分 休憩

15時48分 再開

---

○議長（島部会長） 休憩をとぎ、会議を再開します。

○16番（道下委員） 16番道下です。農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められているので、芽室町に対し買入協議を行うよう要請することについて審議を求める。番号1番から番号3番について、譲受希望者の資金調達等に時間を要するため、公社への買入が必要となったものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。番号1番から番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、報告第3号を終わります。

---

●日程第6 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件を議題とします。それでは、整理番号12番から整理番号18番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により次の農用地利用集積等促進計画（案）について、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することについて、議決を求める。

【整理番号12番】土地の所在は、芽室町北芽室北6線、公簿・現況地目とも畠、面積46,179m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号13番】土地の所在は、芽室町祥栄北8線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積20,000m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号14番】土地の所在は、芽室町祥栄北8線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積28,075m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号15番】土地の所在は、芽室町北明西9線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積30,565m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号16番】土地の所在は、芽室町上伏古7線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積49,089m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号17番】土地の所在は、芽室町西士狩北8線外合計8筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積108,814m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号18番】土地の所在は、芽室町中美生3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積47,410m<sup>2</sup>を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号12番から整理番号18番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号12番か

ら整理番号18番について、原案のとおり、公益財団法人北海道農業公社に対し農用地利用集積等促進計画を作成するよう要請することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号12番から整理番号18番について、原案のとおり決定し、公益財団法人北海道農業公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することとします。なお、本町においては、公益財団法人北海道農業公社から、今回要請した計画案のとおり計画許可申請があった場合には、遅滞なく、許可・公告を行うこととします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

---

●日程第7 議案第5号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第5号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第5号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願いがあったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町栄4線、公簿地目は畠、面積は4,346m<sup>2</sup>です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、山川現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○7番（山川委員） 7番山川です。7月8日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、盛田委員、松久委員、そして私山川、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概要、担当委員からの補足説明があった後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番について「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

---

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第25回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

---

(15時59分 閉会)

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7年 7月 18日

議長（農業委員会会長）

会議録署名委員

会議録署名委員